

令和4年第2回東広島市議会定例会

議

案

令和4年6月

目 次

承認案第 8 6 号	専決処分の承認について……………	1
承認案第 8 7 号	専決処分の承認について……………	4
承認案第 8 8 号	専決処分の承認について……………	9
諮問第 8 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	13
同意案第 9 0 号	公平委員会委員の選任の同意について……………	15
同意案第 9 1 号	教育委員会委員の任命の同意について……………	17
議案第 9 2 号	財産の取得について……………	19
議案第 9 3 号	財産の取得について……………	21
議案第 9 4 号	財産の取得について……………	23
議案第 9 5 号	財産の無償譲渡について……………	25
議案第 9 6 号	財産の無償貸付けについて……………	27
議案第 9 7 号	請負契約の締結について……………	29
議案第 9 8 号	東広島市税条例等の一部改正について……………	31

議案第99号	地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について……………	37
議案第100号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について……………	39
議案第101号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	41

承認案第 86 号

専決処分の承認について

上告を提起し、及び上告の受理を申し立てることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

に判決が言い渡された、広島高等裁判所

損害賠償請求控訴事件につき、判決の内容に不服があるため上告を提起し、及び上告の受理を申し立てることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専 決 処 分 書

次のとおり上告を提起し、及び上告の受理を申し立てることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年4月12日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 相手方

(1)

(2)

2 上告の提起及び上告の受理の申立ての趣旨

広島高等裁判所

損害賠償請求控訴事件につき、

に言い渡された判決を取り消し、相手方の請求を棄却する旨の

判決を求める。

3 管轄裁判所

最高裁判所

承認案第 87 号

専決処分の承認について

東広島市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、東広島市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専 決 処 分 書

東広島市税条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年3月31日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市税条例の一部を改正する条例

東広島市税条例（昭和49年東広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防

止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の右に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の東広島市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認案第 88 号

専決処分の承認について

東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、東広島市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専 決 処 分 書

東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和4年3月31日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例

東広島市都市計画税条例（昭和59年東広島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項中「100分の5」の右に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第13項中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項、第34項、第37項、第39項若しくは第43項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項、第33項、第36項若しくは第40項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

諮問第89号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 市 地 清

(提案理由)

人権擁護委員柴田良子氏の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第90号

公平委員会委員の選任の同意について

東広島市公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 岡 野 正 利

(提案理由)

東広島市公平委員会委員岡野正利氏の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方公務員法

第9条の2

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

同意案第91号

教育委員会委員の任命の同意について

東広島市教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 京 極 秀 樹

(提案理由)

東広島市教育委員会委員京極秀樹氏の任期が令和4年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（一略一）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

議案第92号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 小型動力ポンプ付積載車
- (3) 数量 3台

2 取得価格

2,427万4,800円

3 相手方

東広島市安芸津町風早3133番地の2
中下モータース株式会社
代表取締役 中 下 智 洋

(提案理由)

東広島市消防団黒瀬方面隊上黒瀬分団及び中黒瀬分団並びに安芸津方面隊早田原南分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を購入するに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第93号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

(1) 種別 動産

(2) 品名 13メートルブーム付多目的消防ポンプ自動車

(3) 数量 1台

2 取得価格

1億560万円

3 相手方

広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社三葉ポンプ

代表取締役 筒 井 敏 之

(提案理由)

東広島消防署西分署に配備する13メートルブーム付多目的消防ポンプ自動車を買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第94号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 消防ポンプ自動車
- (3) 数量 1台

2 取得価格

3,498万円

3 相手方

東広島市西条町下見3661番地1

赤防株式会社

代表取締役 谷 口 守

(提案理由)

東広島消防署に配備する消防ポンプ自動車を買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第95号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市黒瀬町大多田2606番地3
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 234.39平方メートル

2 相手方

東広島市黒瀬町大多田2606番地3
大多田区
区長 中 野 恕

(提案理由)

大多田会館の建物を大多田区に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第96号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市黒瀬町大多田字下竹中2606番3
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 512.37平方メートル

2 貸付期間

令和4年8月1日から令和9年3月31日まで

3 相手方

東広島市黒瀬町大多田2606番地3
大多田区
区長 中 野 恕

(提案理由)

大多田会館を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第97号

請負契約の締結について

令和4年度公立保育所等施設整備事業三津保育所大規模改修工事（建築）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和4年度公立保育所等施設整備事業三津保育所大規模改修工事（建築）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1億9,617万4,000円

4 契約の相手方

東広島市西条上市町5番26号

楠本建設株式会社

代表取締役 新 開 信 之

(提案理由)

令和4年度公立保育所等施設整備事業三津保育所大規模改修工事(建築)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第98号

東広島市税条例等の一部改正について

東広島市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市税条例等の一部を改正する条例

(東広島市税条例の一部改正)

第1条 東広島市税条例(昭和49年東広島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の右に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の右に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の右に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条を削る。

（東広島市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 東広島市税条例の一部を改正する条例（令和3年東広島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

東広島市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の右に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中東広島市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中東広島市税条例第18条の4第1項の改正規定及び次条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の東広島市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の東広島市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の東広島市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の東広島市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用

し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る上場株式等の配当所得等の課税方式の見直し、住宅借入金等特別控除の適用期限の延長その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 99 号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 28 年東広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、「2 年を」を「3 年を」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた事業者についても適用する。

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正に合わせて、固定資産税の不均一課税の要件である認定整備計画の認定を受ける期限を令和6年3月31日とするとともに、当該認定を受けた日から特別償却設備を新設し、又は増設するまでの期間を1年延長するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和25年法律第226号）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第100号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 大多田会館の項、鉄南コミュニティホームの項及び横川集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

(提案理由)

地域集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該地域集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第101号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険税条例（昭和49年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第25条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法(昭和25年法律第226号)

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。